

# 運営権ガイドライン等の改正について（概要）

## 1 改正の趣旨

### （1）物価変動リスクの利用料金への転嫁等（運営権ガイドライン）

分野横断的に留意事項を示す内閣府の運営権ガイドラインにおいては、事前にできる限り想定されるリスクを洗い出しその分担を決めておく等の記載はあるものの、物価変動リスクを利用料金に転嫁する具体的な仕組みについては、事業ごとに留意すべき点が異なると考えられるため、特に物価変動リスクに関する事項はこれまで記載していなかった。

個別分野としては、上下水道分野において、国土交通省・厚生労働省において物価変動リスクを利用料金に転嫁する仕組みについて検討がなされ、個別のガイドライン等において、物価変動リスクを利用料金に転嫁する仕組みが策定された（当室も協力）ことから、内閣府HPで各省のガイドラインを掲載し周知を行ってきた。

しかし、個別のガイドラインで策定され、実際に実施契約が締結された事例が積み重なってきたことにより、物価変動リスクを利用料金に転嫁する仕組みに関し分野横断的に留意すべき事項が明らかになり、水道・下水道分野に限らず他の分野においても参考になると考えたことから、分野横断的である運営権ガイドラインに当該事項を追加することとする（なお、未来投資会議においても、同旨の指摘があった）。

### （2）二段階審査における留意事項の追加（運営権ガイドライン）

現行のガイドラインにおいて、二段階審査自体は想定されているものの、運営権ガイドラインにおいては、二段階審査に関する具体的事項等はこれまで記載していなかったが、空港などの大規模案件において二段階審査が実施された案件も増えてきた中、民間事業者から、各段階での審査における公平性・客観性の確保（審査基準等の明示等）、応募者負担の軽減（第一段階審査において運営権対価を提案項目としない等）、などにつき要望があるところ（未来投資会議においても同旨の指摘あり）。

このため、運営権ガイドラインに、二段階審査における留意事項等を記載することとする。

### （3）民法改正に伴う対応（契約ガイドライン）

債権関係の規定について広範な規定を改正する「民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）」が令和2年4月1日に施行された。このため、契約ガイドラインにおいて改正対象となった条文を引用している箇所について、所要の改正を行う。

（参考）現行ガイドラインにおける記載

#### ○物価変動リスク

- ・物価の変動等の選定事業に与える影響の程度を勘案して、分担のあり方について予め検討し、できる限り協定等で取り決めておく（リスク分担ガイドライン 二6（2））
- ・事前にできる限り想定されるリスクを洗い出し、その分担を決めておく（運営権ガイドライン4.（1）2.（7））

#### ○二段階審査

- ・競争的対話を活用する場合、必要に応じ、競争的対話参加者を三者程度に絞り込むことが考えられる（実施プロセスガイドライン 4-1（11）①-2-1ア・イ）

## 2 改正内容（案）

### (1) 運営権ガイドラインの改正

#### ① 物価変動リスクの利用料金への転嫁に係る規定の追加

上下水道事業を含むコンセッション事業が案件化していく中で、下水道分野・水道分野において、物価変動リスクを利用料金に転嫁する仕組みについて検討がなされ、分野横断的に留意すべき事項が明らかになってきたことを踏まえ、以下事項について規定。

- ア 運営権者の効率化努力等の及ばない急激な物価変動が生じた場合に利用料金への転嫁を可能とする仕組みを定めておくこと
- イ 物価変動の定義として、賃金指数や国内企業物価指数等の物価指数が一定の時期・期間における指数から一定の割合以上変動した場合とすること
- ウ 物価変動の利用料金への転嫁に関する計算式について一つの例を示した上で、事業分野毎にガイドライン等に規定されている場合、管理者等はそれらのガイドライン等も含め参考にすることが望ましいこと（4(1)2.(6)、5(1)2.(5)(6)(7)）。

#### ② 優先交渉権者の選定を二段階で実施する場合に係る規定の追加

二段階審査が実施された案件も増えてきた中で、民間事業者から、応募者負担の軽減や審査プロセスでの公平性・客観性の確保等について要望があったことを踏まえ、民間事業者の選定に関する留意事項として、以下事項について規定。

- ア 多数の応募者が見込まれ、効率的・効果的な競争的対話等の実施のために応募者の絞り込みが必要な場合等、民間事業者の選定を二段階で実施することが適切と認められる場合には、第一段階で参加資格審査及び提案審査を行った上で、第二段階で提案審査等を行うことも有益な方法と考えられること
- イ 二段階で実施する場合には、各段階における審査主体・審査項目・審査基準・審査手順・審査方法等をあらかじめ公表すること、及びその際に第一段階と第二段階の間での応募者コンソーシアムの構成員の追加や脱落についての取扱い※についても明確にしておくことが望ましいこと
  - ※ 構成員に変更（追加・脱落）が生じる場合の取扱いを検討しないと混乱が生じる可能性あり
- ウ 第一段階において提案審査を行う場合には、第一段階から有識者等委員会を設けることが考えられ、その場合には有識者の適性、有識者と応募者との間の利害関係や、管理者等と有識者との権限と責任の分担関係等について十分な検討を行うことが望ましいこと
- エ 各段階における審査基準は募集要項等において明示し、特に、運営権対価の額を提案項目とすることを慎重に検討すること、両段階での提案内容の連続性・一貫性を確保するため両段階の提案項目や提案書の様式に統一性を持たせる※等の配慮をすることも考えられること

※ 第一・第二段階の提案内容が全く異なると第一段階の存在意義が失われることになりかねない

- オ 第一段階の審査結果が出てから民間事業者が第二段階の提案を行うまでの間に、第二段階での提案書の検討に必要な情報を追加で開示することを検討すべきこと
- カ 応募者が希望する場合、第一段階の審査通過者の決定後又は優先交渉権者の決定後、公平性等に配慮しつつ、第一段階の提案内容に関する評価等の共有を検討すること
- キ 応募者を長期間不安定な立場に置くことがないよう第一段階の審査通過者が決定した段階で、その結果を速やかに応募者に通知すること 等を規定  
(3(1)2.(1)、3(新設)、3(5)2.(1))

### ③ リスク分担等の見直しに関する協議に係る規定の追加

事業開始後に事業環境が著しく変動することも想定されることを踏まえて、事業期間中にリスク分担等の見直しに関する協議を行う必要がある場合の留意事項等について規定。  
(4(1)2.(9))

### ④ 見出しのナンバリング等の修正

運営権ガイドラインの見出しのナンバリングがわかりづらいとの声があることを踏まえ、ナンバリング等を修正。

## (2) 契約ガイドラインの改正

民法改正に伴い、以下の所要の改正を行う。

### ① 請負に係る規定の修正

施設の契約不適合責任に関する留意事項として、(i)関連法令等の規定、(ii)契約不適合責任の内容、(iii)契約不適合責任の追及に係る期間、(iv)公共工事請負標準契約約款に係る規定等の記載を修正（契約 GL2-4-3 等）（改正民法第 636 条・第 637 条）

### ② 損害賠償に係る規定の修正

管理者等の帰責事由による解除の効力及び違約金と損害賠償額との関係に関する留意事項として、それぞれ改正民法の考え方にに基づき記載を修正（契約 GL5-4 5./5-5 4.）（改正民法第 416 条・第 420 条）

### ③ 債権譲渡に係る規定の修正

管理者等の金銭債務と違約金との相殺決済に関する留意事項として、異議を留める承諾という考え方が削除されたことに従い、該当の記載を修正（契約 GL5-5 6.）（改正民法第 467 条から第 469 条） 等

## 3 今後のスケジュール（予定）

5月20日 民間資金等活用事業推進委員会における議論

6月中 民間資金等活用事業推進会議にて決定（全閣僚メンバー）

以上